

令和5年度第1回 奄美市通学路安全推進会議

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



【令和4年6月2日 通学路点検】

【会順】

- 1 開会のことば
- 2 学校教育課長あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 説明及び協議
 - (1) 奄美市通学路交通安全推進会議についての説明
 - (2) 令和5年度の通学路危険箇所報告
 - (3) 合同点検箇所について
 - ア 点検箇所について
 - イ 日程について
- 5 その他
- 6 閉会のことば

令和5年5月12日（金）

15：00～16：30

奄美市役所6階 中会議室

1 プログラム策定の目的

平成 24 年 4 月に京都府亀岡市で発生した登校中の児童等の列に自動車が突入する事故を始め、登下校中の児童生徒が死傷する事故が連続して発生した。これを受け、全国各地で「通学路における緊急合同点検」が一斉に実施された。

本市においても、平成 24 年度に各小学校から挙げられた通学路危険箇所について、関係機関と連携した緊急合同点検を実施してきた。これまで挙げられてきた危険箇所を改善し、通学路の安全確保に向けて努力しているところである。

一方で、ここ数年、本市児童に係る軽微な交通事故は発生していたが、昨年 4 月には新聞等でも報道されたたのように小学 1 年生が車にはねられ、一時重体となるなど生命に関わる重大な事故も発生している。

軽微な事故の積み重ねが 1 件の重大事故につながるという「ハインリッヒの法則」を援用するならば、軽微な事故を未然に防ぐためにハード面及びソフト面の対策を継続的に講じていくことが必要不可欠である。

以上のことから、通学路の安全確保に向けた関係機関の連携及び継続的な対策を進めていくために「奄美市通学路交通安全プログラム」を策定した。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていくこととする。

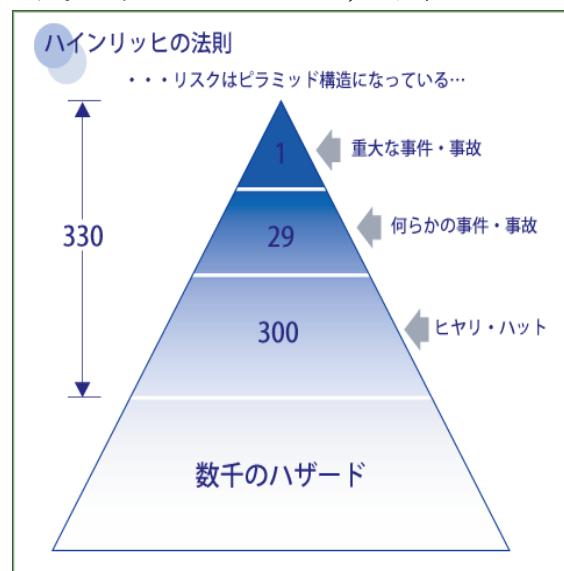


図 ハインリッヒの法則 (SAFETY JAPAN ホームページより)

2 奄美市通学路安全推進会議の設置

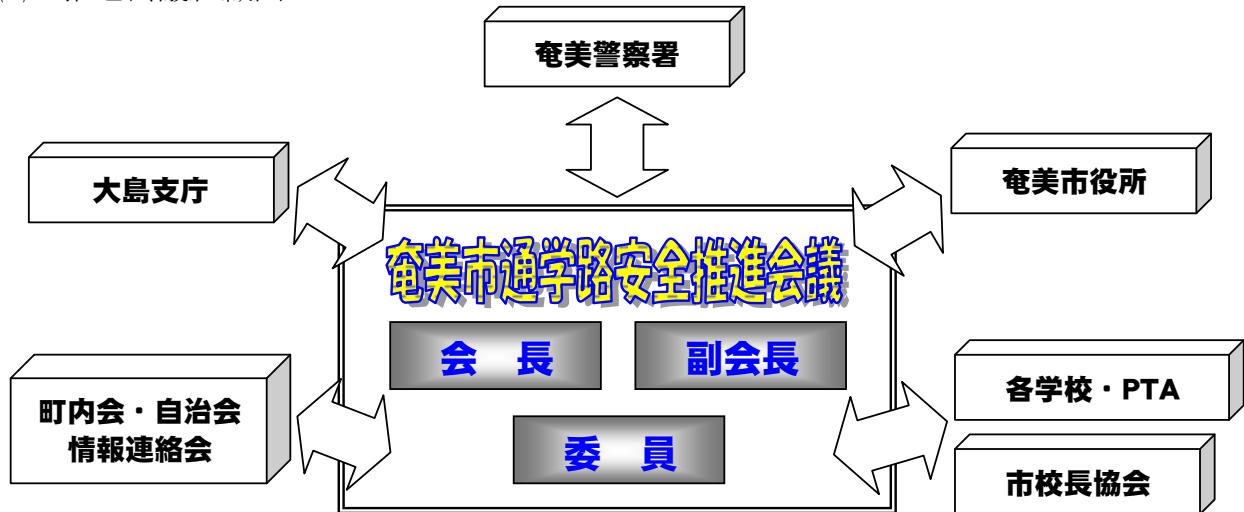
関係機関の連携を図るとともに、本プログラムの具現化を図るために、以下のメンバーを委員とする「奄美市通学路安全推進会議」を設置した。

(1) 推進会議委員

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ◎ 奄美警察署交通課 | ◎ 大島支庁建設部建設課 |
| ◎ 奄美市建設部土木課道路係 | ◎ 奄美市総務部総務課防災危機管理室 |
| ◎ 奄美市校長協会 | ◎ 奄美市名瀬町内会・自治会連合会 |
| ◎ 奄美市 P T A 連絡協議会 | ◎ 奄美市スクールガード・リーダー |
| ◎ 奄美市地域女性団体連絡協議会 | ◎ 奄美市教育委員会 |

委員については、市全体をあげて継続的に対策に取り組めるよう選出した。また、各地域において変動する通学路環境に関する情報を確実に集約できるように、町内会・自治会情報連絡協議会や P T A 連絡協議会、スクールガード・リーダー等との連携を図ることができる態勢とした。

(2) 推進会議組織図



(3) 推進会議の役割

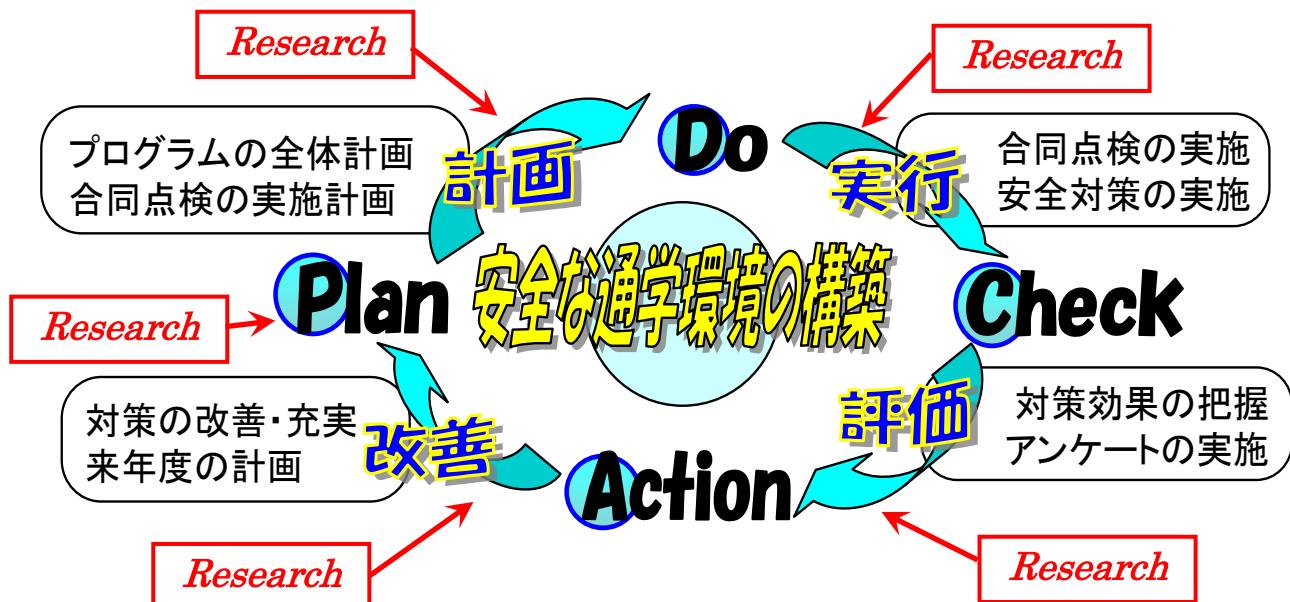
「奄美市通学路交通安全プログラム」の策定及び対策の実施状況の確認、対策効果の把握、対策の改善や対策内容の検討等、通学路の交通安全確保に向けて継続的に協議を行う。

3 取組の方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果について検証する。また地域の実情に応じた対策の改善・充実を図る。

以上の取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施することを通して、通学路の安全性の向上に努める。また、サイクルが機能的に働くように、随時、現状分析(=Research)を加えることとする。



(2) 取組の内容

ア 通学路安全推進会議の開催

○ 開催時期及び会議の内容

- ・ 第1回（5月）：年度目標・計画の確認、危険箇所の把握、合同点検箇所の確認及びスケジュールの調整
- ・ 第2回（2月）：年度目標・計画実施状況の評価、対策内容の分析、次年度の目標設定



イ 定期的な合同点検

- (ア) 実施時期：6月上旬
 (イ) 実施回数：年1回
 (ウ) 実施内容：各学校から挙がってきた危険箇所の点検
 (エ) メンバー：学校・保護者・道路管理者・警察・自治会（地域住民）・市教委
 (オ) その他の他：定期的な合同点検の他に、道路環境の変動（土砂崩れ等）がある場合には、別紙様式（右）を学校に提出させ、臨時の合同点検を実施する。

ウ 対策の検討・実施

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、具体的な対策を検討する。

なお、内容については歩道整備や防護柵設置のようなハード対策から、交通安全指導といったソフト対策等、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを決定する。

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図る。

エ 対策効果の把握・改善

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、期待した効果が実際に上がっているか児童生徒や保護者、地域住民を対象としてアンケート等による実態調査を実施する。

また、対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善や充実を図る。

オ 対策箇所図・対策箇所一覧表の公表

合同点検後に決定した対策内容が実施された後は、奄美市ホームページにある教育委員会ページに対策箇所や内容について公表する。

また、事故発生頻度が高い右図のような箇所を公表し、学校における児童生徒の危険予知トレーニングに活用できるよう工夫する。

学校からの報告例

通学路における危険箇所報告書

学校名	奄美市立宇宿小学校
点検日	令和5年 4月 28日(日)
点検者	学級担任：吉田文也(教諭) PTA会長(会員)川村徳大作(副会長)大山孝美(副会長)渋谷丹(城間子供会会長) 川口松樹(宇宿区供会会長)
(参加者全員記入)	
危険箇所	(危険時に遭難した写真を添付する)
<p>① 旧ゲート付近の歩道角 →車両がなく穴がある。 ② 連絡沿いガードポール →間隔が広い。 ③ 生活道路十字街→飛び出しが多い。 ④ 連絡道路全線→歩道空きが多い。 ⑤ 車の横断歩道の進行化、歩道狭い。 ⑥ 小さな歩く飛び出事例の危険性が高い。</p>	
危険箇所の状況	交通事故が多いため危険箇所がある。 要望1:「飛び出し注意」等の看板の設置、複数いただけなら各乗降区長とともに設置したい。 要望2:「ガードポールの増設、幅員が広いのでもう少し幅員を狭くしたい。」 危険箇所1: 旧ゲート付近の歩道のふたがなく、落ちる可能性がある。 要望1:「歩道のふたの設置」 危険箇所2: ブロック塀の老朽化、ひび割れが多く、崩れる可能性がある。 対応:個人宅であるので区長を中心に呼びかけをしていく予定。

